

令和元年十月二十八日

第二十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開 会	1
2.	委員紹介	2
3.	市場長挨拶	3
4.	審議事項 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について	4
5.	閉 会	42

日時 令和元年十月二十八日（月）

午後二時五十八分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階特別会議室A

出席者

会 長 中西 充 東京都競馬株式会社代表取締役社長

会 長 代 理 藤 島 廣 二 東京聖栄大学客員教授

委 員 あげ上 三和子 東京都議会議員

伊 藤 裕 康 東京都水産物卸売業者協会会長

小 川 一 夫 東京食肉市場株式会社代表取締役社長

お じ ま 紘 平 東京都議会議員（欠）

斧 田 清 幸 東京都花き振興協議会理事

加 瀬 泉 東京都花き振興協議会理事

金 子 千 久 全国農業協同組合連合会園芸部長

川 原 常 光 東京都花き振興協議会会長

近 藤 栄 一 郎 東京都青果物商業協同組合理事長

杉 本 英 美 公認会計士

鈴 木 章 浩 東京都議会議員

鈴 木 剛 京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会

幹事	
〃	鈴木敏行 東京中央市場青果卸売会社協会副会長
〃	竹内誠 東京都生活協同組合連合会会長理事
〃	長岡英典 一般社団法人大日本水産会常務理事（欠）
〃	中澤誠 豊洲市場労組従組連絡協議会副議長
〃	野本照雄 東京食肉市場卸商協同組合理事長
〃	早山豊 東京魚市場卸組合連合会会長
〃	ひぐちたかあき 東京都議会議員
〃	細川允史 卸売市場政策研究所代表
〃	細田いさむ 東京都議会議員（欠）
〃	増山春行 東京青果卸売組合連合会会長
〃	宮本重樹 東京都食肉事業協同組合理事長
〃	山崎初美 主婦連合会環境部
〃	谷茂岡正子 東京都地域婦人団体連盟会長
〃	渡邊一夫 東京都水産物小売団体連合会会長
〃	黒沼靖 中央卸売市場長
〃	福崎宏志 中央卸売市場管理部長
〃	猪倉雅生 中央卸売市場企画担当部長
〃	石井浩二 中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	西坂啓之 中央卸売市場豊洲市場総合調整担当部長
〃	堀真 中央卸売市場豊洲市場連絡調整担当部長

書

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

記

春田佳文 松本隆博 畠山宗幸 佐藤至 大場誠子 沼倉護 石橋健治 鶴田勝 飯野雄資 野口かほる 赤木宏行 長嶺浩子 猪口太一 松田健次

事業部市場業務専門課長 事業部経営企画担当課長 事業部移転・経営支援担当課長 事業部施設課長 事業部業務課長 管理部広報・組織担当課長 管理部財務課長 管理部市場政策課長 管理部総務課長 福祉保健局市場衛生検査所長 中央卸売市場移転支援担当部長 中央卸売市場事業部長 中央卸売市場財政調整担当部長 中央卸売市場市場政策担当部長

## 第二十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後二時五十八分 開会

### 一・開 会

○司会（大場） お待たせをいたしました。定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第二十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼いたしまして、着座にて進行させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。ただいま協議会委員定数二十八名中二十五名の方にご出席をいただいております。したがいまして、定足数を超過しており、本会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

なお、本日、三名の方から、あらかじめ欠席のお申し出をいただいております。ご欠席は、おじま委員、長岡委員、細田委員でいらっしゃいます。

続きまして、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

順番に、本日の協議会の次第、協議会の委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、諮問文の写しでございます。続きまして、審議事項に関する資料でございます。まず、右上に資料一と書かせていただいております縦の資料でございます。「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」、次に、資料二、横の資料になってございます。「取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表（概要）」、続いて資料三、こちらは一枚の縦の資料でございます。「公正な取引環境の確保について」、最後に参考資料といたしまして、「取引参加者の意見（これまでに寄せられた主な意見の概要）」でございます。

なお、諮問文の本文につきましては、会長席にございます。

今申し上げた資料がお手元にならない方はいらっしゃいますでしょうか。お知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この後は、本協議会の会長でございます中西会長に議事進行をお願いいたします。中西会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西会長　当運営協議会の会長を務めさせていただいております中西でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第二十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催いたします。失礼いたしましたして、座って進めさせていただきます。

## 二．委員紹介

○中西会長　まず初めに、新しく委員に就任されました方をご紹介させていただきますと思います。

今回から、おじま紘平委員が当運営協議会の委員に就任をされました。本日はご所用のため欠席となっております

す。次回開催時に改めてご紹介させていただきたいと思ひます。

### 三、市場長挨拶

○中西会長　それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。

議事に先立ちまして、市場長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。お願いいたします。

○黒沼幹事　中央卸売市場長の黒沼でございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、第二十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、中央卸売市場の業務運営につきまして、ご指導、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、改正卸売市場法が来年六月に施行されることに伴いまして、開設者として、東京都中央卸売市場条例を改正する必要があることから、その内容についてご審議をいただくものでございます。

卸売市場を取り巻く環境が大きく変化する中にありまして、東京の中央卸売市場は、都民に生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしてその役割を今後も安定的に、着実に果たしていく必要がございます。そのためには、法改正の趣旨を踏まえまして、産地や実需者の皆様の多様なニーズに的確かつ柔軟に答えられる取引環境を整備し、市場の活性化を図ると同時に、公正な取引や食の安全安心を確保していくことが肝要と考えてございます。

本案の検討過程におきましては、さまざまな形で市場関係者の皆様から忌憚のないご意見を賜りました。そうしたご意見も踏まえまして、本日、条例改正に関わる内容を取りまとめ、お諮りする次第でございます。詳しくは、後ほど事務局より説明させていただきますが、改めて委員の皆様方のご意見を賜りたいと存じます。



以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくご審議のほど  
お願い申し上げます。

○中西会長 ありがとうございます。

今お話がございましたように、諮問事項は東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項についてでございます。知事からの諮問文は私の手元にいただいておりますが、皆様にも写しを配付してございますので、ご覧いただけます。

なお、映像、写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 四・審議事項

東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について

○中西会長 それでは、議事を進めたいと思います。

まず初めに、諮問内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺幹事 事業部長の長嶺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要についてご説明をいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

資料のご説明に入ります前に、まず、検討の経過についてご説明をしたいと思います。

今回の条例改正につきましては、平成三十年六月二十二日に公布されました卸売市場法の改正、十月の政省令公布を受けまして、同年十二月に、東京都中央卸売市場条例改正準備会議において検討を開始いたしました。本年七月四日に開催されました本協議会におきまして、改正法の概要、また、第三回準備会議までの検討状況についてご

報告をしたところでございます。この後、七月二十六日に開催いたしました第四回準備会議におきまして、都から具体的な取引ルールの検討案をお示しいたしまして、総括的に意見を聴取いたしました。さらに八月以降、市場関係者の皆様と意見交換をさせていただいたところでございます。

都内十一市場での説明会や、ホームページを用いた取引参加者の意見募集のほか、個別に意見交換をさせていただいております。お忙しい中ご対応いただきました関係者の皆様には、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

ご意見を踏まえました都の対応につきまして、本日資料三としてまとめてございます。資料一及び二とあわせてご審議賜りたいと存じます。

それでは、お手元配付の資料一「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、一ページ、条例改正の理由及び趣旨の一、卸売市場法改正への対応でございます。法改正に伴いまして、開設者である都は、引き続き中央卸売市場として市場を運営していくため、同法に即しまして条例を改正し、改正法の施行期日に合わせ、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

二、条例改正の趣旨でございます。東京の卸売市場は、生鮮食料品等を都民に円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラでございます。また、東京の市場は、大消費地に立地をしております、極めて大規模な物流を担っているとともに、多種多様なニーズにきめ細かに応え、豊かな消費生活や食文化などを支えている、こういった特性がございます。外部環境の変化に伴いまして、引き続き基幹的なインフラとしての役割を果たしていくためには、集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引など市場の重要な機能を今後も十分果たすとともに、時代の変化に即した新たなニーズへの対応も必要と考えているところでございます。このため、法改正の趣旨を踏まえまして、産地や実需者のニーズに的確に対応できる取引環境を整備するとともに、公正な取引環境や食の安全・安心を確保するため、所要の規定を整備するものでございます。

三、改正内容のポイントでございます。こちらは、準備会議でお示しをした条例改正の方向性に沿ってまとめております。(一)取引の活性化を図るための規制緩和、(二)公正な取引環境の確保、(三)業務の効率化、(四)食の安全安心の確保の四点を挙げてございます。

二ページをご覧ください。条例及び規則の改正に関わる概要でございます。

一は、条例の目的規定でございます。東京都中央卸売市場条例は、生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、もって都民の消費生活の安定に資することを目的とすることを明記してございます。

二は、市場関係者に関する規定です。卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び売買参加者の定義を記載のとおり規定し、基本的な役割をお示しすることにしてございます。また、市場施設などを利用して事業を営む卸売業者、仲卸業者、関連事業者の責務について、(二)でございますが、それぞれ記載のとおり条例に定めることとしてございます。

三以降は、改正法の規定に沿った形で、業務規程である、条例、規則に定める内容を整理してございます。改正法におきましては、三の(一)(二)にあるとおり、卸売市場の業務の方法、それと取引参加者の遵守事項について、業務規程で定めなさいということをお求めしております。

まず、四、卸売市場の業務の方法についてでございます。改正法は、開設者に対しまして、業務の方法として五項目について定めることを求めています。条例等では、二ページ下の四(一)から三ページの(五)まで、開設者による差別的取扱いの禁止、開設者による卸売結果の公表、開設者の指導監督、売買取引の方法について、せり・入札または相対取引とするなど、また、決済の方法につきまして、早期決済義務及び契約等に定めた支払期日の遵守など、それぞれ記載の内容を定めることとしております。

次に、三ページ中段の五、取引参加者の遵守事項をご覧ください。取引参加者の遵守事項は、改正法が定める共通ルールと、それ以外の取引ルール、この二つがございます。いわゆる共通ルールにつきましては、三ページから

四ページにかけて、(一)から(七)まで、七項目ございます。公正かつ効率的な売買取引の原則、差別的取扱いの禁止、売買取引の方法は四でありました「業務の方法」で定めるところによること、卸売業者に対する取引条件の公表義務、受託拒否の禁止、ページをおめくりいただきまして、決済の確保について、これも同じく四番の「業務の方法」で定めるところによることなど、それから、卸売業者の事業報告書の提出義務、卸売業者に対する取引結果の公表義務などとしております。

続きまして、四ページ中段のその他の取引ルールについてをご覧ください。改正法では、開設者が法に定める以外の遵守事項を定める場合には、当該事項が今七項目申し上げました共通ルールに反しないこと、取引参加者の意見を聞くこと、そのルールを定めた理由の公表がされていること、そういったことを求めています。本案におきましては、十三項目の遵守事項を挙げてございます。記載の内容は準備会議でお示したものと同様となっております。

四ページの(一)から、第三者販売、商物分離取引及び仲卸業者の直荷引きの実績報告の義務づけ、せり又は入札における第三者販売の禁止、(四)に参りまして、取引結果の知事への報告として、五ページの①から⑥までの事項、五ページ、(五)卸売の記録、これは、現行の販売原票に当たるものですけれども、これを必要に応じ提出することなど、(六)人の健康をそこなうおそれのある物品の売買禁止、(七)せり又は入札における売買取引の制限、(八)決済につきまして、受託契約約款、また現行の支払猶予の特約に当たるものを定めた場合、内容を届け出ることなど、六ページに参りまして、(九)せり人の届出及び知事が行う講習の受講義務、(十)仲卸業者の事業報告の義務、(十一)売買参加者につきまして、せり売り又は入札の参加資格としての承認制度、(十二)これは休開市に関するもの、(十三)品質管理について、それぞれ記載の内容について定めることとしております。

また、七ページの(十四)にありますとおり、これら十三項目以外の規制につきましては、廃止することとしております。

続きまして、七ページ、六番、その他の改正事項です。

(一)業務許可につきましては、卸売業者の業務許可は改正法において廃止されましたが、条例におきましては、仲卸業者及び関連事業者の業務許可を廃止するとしております。

なお、施設の使用許可の条件は、仲卸業者の兼務規定を除きまして、現行の業務許可の条件を基本に整理するとしております。

(二)都と市場関係者の協議の場についてであります。現在の当中央卸売市場取引業務運営協議会については現行法に定めがございますが、改正法では規定がございません。しかし、都におきましては、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、条例で、現在の当協議会、市場別取引業務運営協議会、取引委員会を設置するとしております。

八ページをご覧ください。今後の予定でございます。

私どもといたしましては、協議会で本案をご審議、答申をいただいた上で、第四回都議会定例会に改正条例案を上程し、ご審議をいただきたいと考えてございます。改正卸売市場法の施行は、令和二年六月二十一日となっております。この期日までに、新たな業務規程となる改正条例などを添えて農林水産大臣に認定を申請し、中央卸売市場の認定を受ける必要があります。

また、今回の制度改革は、過去に例を見ない大幅なものでございまして、日々の取引業務の実務的な流れにも影響しますことから、新しいルールについて、市場関係者の皆様に十分な周知期間をとることが不可欠と考えております。さらに、改正制度への移行準備といたしまして、十一市場の取引委員会におきまして、せり取引に関する事項を協議、決定したり、その他の実務的ルールについて、各市場、部類の実情に応じて、改めて整理をする必要があるだろうと考えてございます。都の中央卸売市場は、特に規模の大きい市場では、関係者が非常に多くなっておりまして、また、さまざまな業態の方がいらっしゃるといふことで、六カ月程度の準備期間が必要と考えておりま

す。

なお、条例及び規則等の施行日は、改正法と同日を予定しております。

続きまして、資料二でございます。資料一でご説明をいたしました取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表となっております。恐縮ですが、詳細の説明は割愛させていただきたいと存じます。後ほどご参照いただければと存じます。

次に、資料三をご覧ください。「公正な取引環境の確保について」でございます。

市場関係者の皆様と意見交換をさせていただいた、それらのやりとりを通じまして、取引の活性化のための規制緩和、こういったものに対して、公正な取引環境がどのように確保されるのか、あと規制がなくなると何が不正なのかわかりにくくなるであるとか、取引の可視化をしてほしいといったご意見が寄せられたところでございます。こうしたご意見に対して、都の対応をまとめたものが資料三になります。

資料三の一、都の指導監督をごらんください。

まず、公正な取引環境の確保につきましては、開設者である都が取引状況をしっかりと把握をいたしまして、疑義等があれば調査をする。そして、不公正な行為があれば、しっかりと指導監督するという流れが基本となっております。

(一)の①取引実態の把握及び調査にありますとおり、都は卸売業者に対しまして、取引の実態を把握するため、第三者販売等の実績報告や、決済に関する契約内容について届出を義務づけております。また、業務指導や検査、査察などを通じたチェックや、必要に応じて資料の提出を求めるという規定も条例で整備をしております。

また、②にありますように、都と市場関係者によって構成する取引委員会などを設置いたしまして、取引に関する情報共有や、個別の課題について対応することを想定してございます。

さらに③にありますように、新たに取引に関する相談窓口を設置いたしましたして、そこに寄せられた情報について

都が調査をしていく。そういったことを考えてございます。

②の協議の場といったものが確保されていること、また、③の相談窓口の運用といったことは、不正の抑止といったことにもつながるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、不当な差別的取扱いなど、不正な行為に対しましては、指導あるいは是正措置の命令、重ねて指導しても改善されないといったような場合には、最終的に監督処分ということも含めて、開設者として適切に対応してまいります。

次に、二、不公正な取引の明確化でございます。

規制がなくなってしまうと何が不公正なのかわかりにくいとのご意見がございました。こちらに対しましては、市場関係者の皆様のご意見も伺いながら、具体的な事例を用いることにより明確化をしていきたいと考えてございます。事例につきましては、一、③の相談窓口に寄せられた情報もこれから出てくると思うんですが、そういったものも活用いたしまして、継続的に蓄積、情報共有を図り、こちらも抑止効果というのを期待したいと考えております。

三、国への調査の協力です。

これは国のほうの制度になりますが、卸売市場法の改正と同時に、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律、こちらも改正をしております。食品等の取引の適正化を図るため、食品等流通調査の実施、また、必要に応じて公正取引委員会に通知するという仕組みを設けております。開設者は、国が行う調査にしっかりと協力してまいります。

最後に、四、取引の見える化等でございます。

見える化につきましては、その(一)に書いてございます法で定めております卸売業者の公表義務によります取引の透明化に加えまして、運用面で、(二)各市場の取引委員会において、市場関係者における情報共有を図ってまいりたいと考えております。具体的には、第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きの実績について、取引全

体に占める割合を定期的に情報共有することにより、そうした取引の動向やその背景などについて、取引委員会で確認することができると考えてございます。また、(三)にあるとおり、当協議会のこととなりますが、中央運協におきましても、総括的に情報共有を図ってまいります。さらに(四)のとおり、取引委員会では、情報共有のあり方や取引にかかる実際的な運用方法などを協議するなど、幅広く活用することを想定してございます。

なお、取引委員会以外の場でも、例えば特定の課題を検討する会議を別途設けるとか、業界の中で運用上の取り決めについて話し合う。それらを取引委員会で共有する。そういった形というのはあると考えておりまして、各市場や部類の実情、あるいは個々の課題の内容に応じた適切なやり方で取り組むということを考えてございます。事業者間の取り決めに関しては、条例等に反しないことは当然求められますけれども、都としても尊重してまいりたいと考えてございます。

最後に、参考資料といたしまして、取引参加者の皆様から寄せられたご意見の概要をまとめておりますので、後ほどご参照ください。

駆け足でのご説明となりましたが、資料の説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○中西会長 事務局からの説明は終わりました。ご質問、またはご意見のある方は、どうぞご遠慮なくご発言いただければと思います。

○伊藤委員 今回、ただいまご説明がございましたように、都から新しい条例と規則の改正についての概要が今示されたわけですが、大きくは、昨年十二月に公布された市場法、新法といえますか、これの規制緩和の方針にのっとったものと理解いたします。この条例改正を控えた本協議会に当たって、私の意見を申し述べます。

言わずもなでありますけれども、今卸売市場の置かれた情勢は非常に厳しく、取扱量や市場経由率の通減傾向が続いております。この傾向は水産において著しく、市場がその公共性を保持しつつ取扱いを拡大していくことが必要であると思っております。しかしながら、市場を取り巻く環境全体を俯瞰するときに、問題はそれだけにとど



まりません。持続的水産資源の活用を行うための漁業法改正、違法操業であるIUU漁業の国際的な取り締まりと、それに伴う水産物原産地証明などのトレーサビリティの強化、来年から施行される食品衛生法改正に伴うHACCPに沿った衛生管理制度の義務化など、卸売市場が今後も生鮮流通における社会的な中核インフラとして位置し続けるためにクリアしなければならぬ課題が数多くございます。

このような中で、私ども市場業者は、健康と漁業秩序を守るための種々の規制を守りつつ、都民への生鮮食料品の円滑かつ安定した供給を確保していかなければなりません。今、市場及び市場業者は、このような複雑多様な難問に取り囲まれていると言っても過言ではございません。今後も我々市場人がこの難局に立ち向かい、しっかりと社会的役割を果たし、市場流通の回復、活性化につなげ、栄える市場の実現を図っていくためには、今回の卸売市場法改正を機に、卸、仲卸、小売、買参などの市場関係者がこれらの課題に対する共通の認識を持ち、問題意識を共有して、業種間の壁を乗り越えて、互いに連携、協力して、これらの難問に取り組んでいかなければならないと思っております。このことは、開設者である東京都に対しても言えることでございます。

このような劇的な時代の変革期の中で、今回の条例改正をベースとして、業界に柔軟な取引を促すとともに、都民の消費生活の安定性に資するという高い公共性を打ち出す以上、東京都には業界と一体となって今後の市場のあり方を模索し、時には業界間の調整に入り、市場の安定運営と市場の発展に資するビジョンの確立を業界とともに図っていただきたい。そして、それらの活動を通して、高い公共性を実現していただきたい。要は、開設者である東京都と市場業界は、市場の共同経営者であるという認識が必要だということでございます。私は、今回の条例改正は、以上のような考え方を現実化できる可能性があるものと考えておりますが、より重要なのは、むしろ改正後の運用、あるいはその取り組み姿勢にあると考えております。

以上、私の意見を申し述べました。

○早山委員 早山でございます。

今回の条例改正について、私たち水産仲卸、東卸組合、もしくは東京都魚市場連合会で、とりわけ七月の第四回準備会の条例改正案を受けながら、東京都のほうに関しては、申し入れまたは見解を示してきました。申し入れに關しましては、回答をいただいております。

私たちが、この条例改正をどのように受けとめたかということの経緯を多少整理しながら私の発言をさせていただきます。

もとより、この条例改正が、私たちの現場で資格者として業務している私たちにとってどのような影響があるんだろうかというのが一番の大きな課題でした。とりわけ私たちが持っている市場機能、公正な取引、価格形成、評価機能、分荷機能、また、衛生管理等々、それに対して、いわゆる第三者と言われる人たちのある意味では無資格な取引相手が同じ土俵の上で取引をするということに対する懸念が大分ありました。ただ、私たちは、この市場の中でどのような市場を、また、どのような市場流通をさらに守っていかなければならないかという前向きな考え方も同時にしてきました。そのために、何よりもこれからの市場、条例改正後は果たして私たちはどのような立ち位置で、どのように市場関係者とともにこの市場の活性化を果たしていくのかと考えております。

まず、条例改正後におきましては、非常に重要な点として、どのような条例改正だったとしても、市場の公正取引に寄与しなければ意味がない。二つ目は、改正後においても、市場機能がしっかりと維持されること、及びその機能がより発揮されなければならない。これらを踏まえて、売り手側と買い受け側が対等に向き合いながら、地域社会への貢献に結びついていく。そういった意味での市場の活性化を図っていくことが非常に大事だろう。そのためにも、開設者である東京都がこの動きに対してどれだけ大きくかわってくれるのかということが大きな鍵になると思っております。

特にこの公正取引に關しましては、今後のルールづくりがとて重要になってきます。その意味では、先ほどの取引の見える化の中にもありましたが、取引委員会の運営を含めて、今後の東京都の役割、責務についての考えを

改めてお聞かせいただきたいと思っております。

私たちは、市場の活性化、これは単に市場の通過量や取引高が上がることだけが活性化ではないと思っております。やはり地域社会への貢献、都民、それから、いろいろな意味での魚食文化等々にその大きな力が発揮されることが市場の活性化であり、そのためにも私たち市場流通の中の中堅にいる仲卸がその責務の重さを感じつつ、新たな市場へ向けての取り組みを進めていきたいと思っております。

以上が私の発言でございます。ありがとうございます。

○長嶺幹事　ただいま早山委員のほうから、都民あるいは地域貢献も含めて、市場の活性化の重要性でありますとか、その公正な取引の確保のために、先ほど申し上げた取引の見える化、こういったところが重要だというお話をいただきました。東京の卸売市場が基幹的なインフラとしての役割を今後とも着実に果たしていく。そのためには、今お話のあったような集荷・分荷と価格形成、公正な取引、そういった卸売市場の機能を着実に発揮して、お話にありましたような市場の活性化、これを図っていく必要がある、このように考えているところでございます。そのためには、開設者といたしまして、産地や実需者のニーズに的確に対応できる取引環境を整えなければいけない。それと同時に、公正な取引環境を確保していかなければならない。この公正な取引の確保につきましては、都は適切に指導監督するということはもとよりでございますが、相談窓口の設置とか、取引委員会の活用、こういったもので抑止ということにもつなげていきたいと考えているところでございます。

また、都と市場関係者の協議の場として、これから重要性を増していくだろうと考えられる取引委員会、こちらの運営につきましては、都が主導的な役割を果たして、卸売市場における適切な運営、こういったものを確保していきたいと考えているところでございます。

○近藤委員　青果小売組合の近藤でございます。

さきに開催をいたしました東京都中央卸売市場条例改正準備会議におきまして、東京都は条例改正の方向性とし

て、取引の活性化を図るための規制緩和や、規制緩和に伴った公正な取引環境の確保などの骨子が示されたところでございます。とりわけ、その他取引ルールにおきまして、第三者販売の禁止や商物一致の原則というものは廃止されることに伴って、売買取引における公正な取引を損なわれることも懸念をされるところでございます。このため公正な売買取引を確保するという観点から、今後は各市場の取引実態を踏まえ、取引実態の可視化によって実効性のある市場取引委員会を設置し、公正な売買取引の確保をお願いしたいと思います。

なお、条例改正に当たっては、各市場の青果小売業関係者に対しまして、改正の方向性やその他の取引ルールなどについて、各市場の取引実態を十分にしんしゃくして、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○長嶺幹事　ただいま近藤委員から、公正な取引が確保されるように、取引実態の可視化、実効性のあるというお言葉をいただきました。また、各市場における取引委員会、取り組みの重要性、それから、青果小売関係者の皆様への丁寧なご説明といったご指摘があったかと存じます。公正な取引環境につきましては、規制を緩和する一方で、しっかり確保していかなければならないと再三お答え申し上げて、繰り返しで恐縮ですが、そのように考えております。具体的には、取引の見える化といたしまして、取引委員会で第三者販売などの実績について情報共有を図る。あるいは課題などについて協議して対応していく。こういったことで都と市場関係者の皆様とで取引委員会を十分機能させて活用していく、これが肝要というふうに考えてございます。

また、今回の条例改正の方向性やその他のルールの検討案につきましては、各市場で説明会をさせていただいたところではございますけれども、改正制度の施行に向けまして、円滑に新しい形に移行できるように、引き続き丁寧な説明を都としてもしっかり行ってまいります。

○鈴木（章）委員　私からも一点確認をさせていただき、発言をさせていただきま。

卸売市場は多くの出荷者や専門小売店、スーパーといった買い手にとって、生鮮食料品等の開かれた公正な取引

の場として機能しており、改正卸売市場法においても、食品等の流通において、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていると明記されております。法改正に伴う条例改正の検討について、東京都は市場の活性化を図る観点から進めてきたとありますが、卸売市場が果たしてきた都民の食を守るという役割が今後もしっかりと維持されることが重要であることは我が党もかねてより指摘をさせていただいております。

東京の卸売市場の公共的役割を維持、発展させるためには、取引の現場である都内十一市場において、取引が公正かつ活発に行われることが肝心であります。そうした意味で、各市場の部類ごとに設ける取引委員会がいかに機能するかがまさに問われてくると思います。取引委員会は、現在も各市場に置かれておりますけれども、過去には形骸化しているとの市場関係者の指摘もあつたと記憶しており、事務局の説明も、これまでの取引委員会をそのまま残すということではないと理解させていただいております。そのために、市場関係者が個別具体的な問題についてしっかりと議論を深めることが重要であり、公正取引の確保のほか、それぞれの市場の活性化に向けた議論も含めて、都と市場関係者とが一体となって取り組んでいかなければならないと考えておりますけれども、改めて見解を確認させていただきます。

○長嶺幹事　今ご指摘をいただきました。都内の卸売市場が引き続き都民の豊かな消費生活を支える基幹的なインフラとしての役割を果たしていくために、市場の活性化というのは重要と認識しております。取引委員会につきましては、都と市場関係者の協議の場といたしまして、条例で設置をいたします。情報共有でありますとか、取引運用にかかる実的な運用に際して活用していくこと、これを想定してございます。具体的な課題につきまして、関係者で協議をして対応を図っていくこととしておりますけれども、活性化に資するような内容も含めまして、各市場、部類ごとの実情に合わせて運用をしていきたいと考えております。都といたしましては、取引委員会における円滑な協議が進むように意見調整を図るなど、市場が一体となって課題解決に当たるように取り組んでまいります。

○鈴木（章）委員　ただいま答弁にもありましたけれども、各市場の実情を踏まえてしっかり取り組むということであ

りました。現行の取引委員会とは一段違った実のある協議をできる場としてほしいと思います。制度改正については、これを好機と捉え、新たなニーズに意欲的に応えようとする事業者も増えていると聞いております。これまでの枠組みにとらわれず、内外からやる気のある事業者を増やし、市場の魅力を高めることで、これまでは市場外で行われていた取引を市場に戻していく。あるいは東京の市場ならではの豊富な品ぞろえにより、やる気のある仲卸や小売の販売力向上につなげる必要があると思います。日本の食文化、豊かな生活を支えてきた卸売市場は、今確かに変革の過渡期にあると思います。不易流行という言葉はありますけれども、市場の秀でた機能は残しつつも、変えるべきところは変える。時代の要請に応えることが求められております。都は今後一層開設者として、卸売市場を適正に管理運営し、出荷者や買い手に支持され、ひいては都民から信頼される中央卸売市場を目指してしっかりと取り組んでいくことを強く要望し、発言を終わります。

○ひぐち委員　私も市場に関しては委員会において重ねて質疑してまいりました。一言意見を申し述べます。

既に東京には、本日おられますように、それぞれ歴史あり、魅力を備えた業界の皆様、また、世界に誇るべき市場があり、今回の条例改正は、さらなる輝きを与えるものでなければならぬと考えております。つまり、時代に即した取引の環境を整えることで、活みなぎる市場を実現するという今回の条例改正の目的をしつかりと見定め、開設者である東京都が実態、現状に即した支援や運用をしていただきたいと思えます。三点要望いたします。

まず、卸売市場の発展のためには、市場業者の皆様単独ではなかなか取り組みにくい課題を解決、支援する必要があります。例えば、時代に即した業務のあり方の検討や、新たなニーズを捉える創意工夫の取り組みなどを力強く支援する。そうした施策をぜひ検討いただくよう求めます。

また、私も先日豊洲に伺いまして、さまざまなお声を伺ってまいりましたが、変化に不安を感じておられる業者の方々もおられました。東京都においては、ぜひ丁寧に寄り添い、具体的に話を伺い、不安を一つ一つ解消できるような十分なサポート体制を構築するよう求めます。

そして、ご不安の中にもあったのは、やはり公正な取引環境が確保されるのか。これもまた極めて重要な課題であります。各市場の運営が適正、健全なものとなるよう、都は取引委員会にしっかりと関与していただくよう求めます。

今回の背景は、農林水産省における食品流通政策、つまり、流通構造の改革が川上の生産者から、いよいよ中間にある卸売市場にまでその波が及んできたということだと私は認識しております。東京都こそが、それぞれ業界の皆さん、各市場を力強く応援し、また、丁寧をサポートすると同時に、川上、川下も含めた食品流通の大局観を持って市場の活性化に取り組んでいくよう求めまして、意見を終わります。

○長嶺幹事　ただいまひぐち委員から三点のご要望、最後に大局観という言葉でご意見を頂戴いたしました。都といたしましても、引き続きしっかりと市場事業者の意欲的な取り組みというのを支援していく。あるいは取引委員会、あるいはほかの場面も通じて、丁寧に市場業者に寄り添い、公正な取引環境の確保に努めてまいりたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○あぜ上委員　先ほどご説明いただいた中で、検討結果の中で、十一市場での説明会、意見募集をされたということなのですが、市場関係者の皆さんの意見を聞くに当たって、何回ぐらいのいろいろな会合が行われたのかということの後でご報告いただきたいと思うんです。

私の意見も言わせていただきたいと思うんです。これまで資本の大小によることなく、地域経済を活性化するために大事な一翼を担ってきたのがこの卸売市場だと思いますが、その卸売市場が今の業務条例のもとでその機能を担われてきたんだと思うんです。今全国でも条例改正が議論されているところなんですけれども、札幌市がちょうど先週、情報が入ったのでは、現行法の規定はほぼ存置していくという答申が出たということがありました。私も札幌市に市議団を通じてお話を伺ったところなんですけれども、都で言う条例改正の準備委員会、こういう公式な委員会で約四十回の議論を重ねた。そして、業界団体などと話し合いも含めると、百回以上話し合いを重ねてこら

れた。本当にいろいろな業者の皆さんの思いやご意見があったと伺いました。そういう中で、公設市場としての信頼を得るためには、原則、規制緩和はしない。とはいえ、先ほど来お話があったように、今のままではこの時代のニーズに合わない。そういう部分については例外規定を設けて緩和するんだということになったとお話を伺いました。

東京の市場の動向というのは全国に大きな影響を与えるわけです。東京の市場は、これまでも業界の皆さんのご努力によって、建値市場としての役割を發揮されてきた。そういう中で、全国の産地への影響も少なくないということだと思えます。こうした公共性を担保する上で、条例改正の基本は、現行条例を貫いて、不都合があるところは例外規定で取り扱うべきだと考えます。

先ほど来第三者販売の原則禁止の問題や、また、ルールが緩和された問題や、取引委員会のお話がありました。公正な取引の明確化、見える化は取引委員会の活用で行うんだというご説明が先ほど来あったわけなんですけれども、これまで第三者販売の禁止という原則、このルールがあったからこそ、あくまでも例外として第三者販売、現在では水産では一八％、青果では五・三％でしたか、あったわけです。しかし、この条例改正によって、第三者販売が例外ではなくなると、しかも、限度の設定がないということになりますと、そのことが都民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割、これの後退につながりかねないのではないのでしょうか。非常に心配しております。

また、この間、規制緩和されることによって、東京の食文化を育てられた目利きの力、仲卸の業者の皆さんや、地域に欠かせない商店、小売業の方々は、今でも本当に大変厳しい環境の中で頑張っているわけですが、そういう中にさらに厳しい経営環境を強いることになりかねないのではないかと私は非常に危惧をしております。以前、この本運営協議会でも申し上げさせていただきましたけれども、都の世論調査でも明らかのように、消費者は何よりも、安全で新鮮なものをできるだけ低廉な価格で安定して購入したいということを望んでいるわけです。条例の目的にも明記されております都民の消費生活の安定に資する、この条例をつくるには、やは



り都民の財産であるこの卸売市場において、どのような取引や商売がやられているのか。これを本当に都民に見えやすくするようにする規制や取引ルールというのは非常に重要だと私は思っております。

そういう意味では、この取引ルールが大事な部分が廃止されるということについては納得ができないと思っております。今諮問事項として提案されたわけですが、私といたしましては、今ご説明いただいたような条例改正の方向ということになりますと、賛成はしかねるということを意見として表明したいと思えます。

○長嶺幹事　ただいまあぜ上委員から幾つかご指摘いただいたかと思えます。

まず一番初めの意見交換を何回ぐらいというお話がございました。今何回ですというお答えを持ち合わせてはいないんですけれども、まず、条例改正準備会議、冒頭でご説明したと重なりますけれども、こちらでまず全四回開催して、入り口としては、卸売市場を取り巻く現状、それから東京の卸売市場が何を目指していくべきなのか、そういったところのお話、意見交換から始めまして、第四回で都としてこういった形で取りまとめましたという検討案をお示しした。その後、それぞれ十一市場で説明会を行った。あるいはホームページで取引参加者の意見を広く募集したというほかに、例えば業界団体さんの会合のほうに出向きましてご説明をしたりでありますとか、あと部類によってやり方はさまざまでございますけれども、会議体を設置してお集まりいただいて意見交換をする。あるいは個別の業界団体さんのほうにお邪魔をして意見交換をする。いろいろなやり方で重ねさせていただいたところがございます。

それから、札幌市さんの例でお話しいただきました。改正法におきましては、差別的取り扱いの禁止など、そういう一定の共通ルールを除きまして、一律の規制は廃止をした上で、各市場の実情に応じて取引ルールを設定することができ、このような整理になっているわけでございます。改正案の検討に当たりましては、今申し上げましたように、東京の卸売市場はどのような機能を果たしている、あるいはどのような環境にあるといったところからひもときまして、今お話のありましたような、目利きの力というお話もございましたけれども、東京の特性といた

しましては、大消費地に立地をしていて、物、質、こういったところがボリューム、バラエティというところで非常に大きく複雑多様なものを受けとめて卸売市場の機能というのはしつかり果たしている。こういった中で、今後さらに活性化を図っていくにはどうしたらいいんだろう、そんなような問題意識であったかなと考えております。

そうした中でも、都民へ円滑かつ安定的に生鮮食品等を供給する。こういった基幹的なインフラとしての機能を引き続き果たしていく。このためには、これまでに担ってまいりました食品等流通の核としての機能に加えまして、時代の変化に伴って、産地あるいは買い手の方々の新たなニーズに対応していくようなことも迅速かつ柔軟にできることが必要なのではないか。そういったことで、そうした観点から基本的には規制を緩和して、そういった多様なニーズに応えられるような取引環境を整える、このようなことを打ち出したわけでございます。

一方、公正な取引環境の確保というのは、再三申し上げて恐縮でございますけれども、こちらも重要であるといったことで、資料三のほうでご説明をしたような枠組みというのを考えているところでございます。引き続きこうしたさらなる市場の活性化ということをもちまして、都民生活の豊富な、多彩な食生活なり文化というのを支えていけるような卸売市場であり続けたい。こういったことで開設者として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○あぜ上委員　今ご説明いただいたわけですが、一度条例を改正しますと、これをまた変えていくということはないかな大変なことだと思っております。都民の財産であるこの卸売市場がどのような取引をされているのか、また、どのような規制があるのかということとは非常に重要だと思うわけです。ですから、これまでありました、例えば買受人の明示だとか、それから、卸売業者と仲卸業者の業務の一体化は規制されていたわけですが、それを緩和されるなどなど、規制緩和もかなり行われているわけです。そういう細かいところまで規制緩和されているわけです。そういう点では、やはり慎重に議論すべきだと私は思いますし、また、こうした緩和は都民にとってはプラスにはならないと感じております。

以上です。

○中澤委員 市労連の副議長の中澤です。

いっぱい聞きたいことがあるんですけど、まず、きょうもらったものを読みまして、非常に心配をしております。規制緩和というのは、時代に合わせて進歩していくという部分と、野蛮への逆行という二つの側面があるわけです。規制というのは、初め、世の中になかったわけです。理由があつて規制をしたに違いないんです。その理由、どうしてそれを規制したかというのを忘れて規制緩和してしまうとえらいことになるんじゃないかと思ひます。今回の中で、まずせり人の試験はなくしてしまうということなんでしょうか。

○長嶺幹事 せり人についてお尋ねですのでお答えをいたします。ただいま現行の制度では、せり人というのは知事の試験を受けて、それに合格すると登録する。そういう制度になつてございます。今回ご審議いただくというところで提出している案につきましては、せり人は卸売業者さんの届け出という形で、知事に届け出をしてもらう。ただ、届け出の際に、知事が今度講習をやります。それを必ず受けてくださいという義務づけを卸売業者さんにする。そのように考えてございます。現行制度ですと、試験に一回受かつて、一回登録いただければ、それで運用をしてくという形なんですけれども、本案につきましては、講習をできれば何年か一遍という形で、継続的にせり人さんのノウハウをバックアップしていくような、ブラッシュアップしていくような、そんな運用を今考えているところでございます。

○中澤委員 せり人の試験の合格率をこの間調べてみたんですけども、去年は六割、六割は一昨年か。だから、大体六割から八割ぐらいが合格で、二割から四割程度が落ちていふんです。そうすると、このままいくと、本当だったら、試験で落ちる人が講習でせり人ということになるんじゃないか。プロフェッショナルを育てていく制度ではなくなってしまうというのはおかしいと私は思うので、これはピンポイントで前々回の運協でも言わせてもらったんですけれども、東京都というところは、ここに住んでいる人たちの生鮮食品を自給できない自治体ですよ。そう

したときに、せり人というのは都民の財産ではないですか。一番の財産ではないですか。その価値が落ちるようなことをなぜわざわざする必要があるのかなと思つて、私たち市労連の中にはせり人もいますので、これはステータスを維持するためにも残してほしいと思います。

それから、市場関係者の定義というのがされたんですけれども、仲卸業者はこうと、それから、卸売業者はこうと定義されています。今回の規制緩和の内容だと、仲卸業者が小売に当たる行為をしたり、あるいは卸業者が小売に当たる行為をすることは規制されているんでしょうか。

○長嶺幹事　まず、せり人の合格率ですけれども、私の記憶しているところでは、おおむね八割という形だと思います。

それから、講習を受けてもらいますというお話を差し上げましたけれども、具体的にはこれからしつかり詰めてまいりますけれども、効果測定のようなことは考えておりまして、当然受けて理解いただかないと、ということはおっしゃいますので、効果測定のような要素も入れていくのかなというふうには考えてございますというのが、せり人についてでございます。

それから、今小売行為ということがございましたけれども、特段、場外ということ、今お尋ねなのは、市場施設の中での役割分担を書いてございますし、そこは秩序にのっとった形という形で、今までと同じような考え方でございます。

○中澤委員　開設区域がなくなるわけですよ。例えば小売店を開くことは、条例改正後、これは規制されているわけですか。

○長嶺幹事　市場施設の外のことについての行為は規制はございません。

○中澤委員　とすると、この定義では、こういう定義になっているけれども、そのほかに小売の店をやったりしている場合があるということになりますよね。定義と随分違うんじゃないか。実態が離れちゃうんじゃないかと思うんです。

○長嶺幹事　今規制のことでお話がございました。今回資料二の新旧対照表をもらいいただきますと、多く廃止と書いてあるものがございます。こうした規制につきましては、改正法において全国一律の規制は必要がないということではなくなったという形がまずあるというところがございます。それに対して、都といたしましても、条例で一律規制するにはなじまないということは考えている。その反面、公正な取引の維持に必要な実態を把握するというようなルールでありますとか、あと運用面では情報共有をしたり、課題について話し合う場合と、具体的に何かあったときにきちんと受け皿として市場のほうで設けて、話し合いをしつかりやっていく。そういった枠組みを考えているということがございます。

○中澤委員　「公正な取引環境の確保について」という資料三を見るんですけども、今回の規制緩和、特に四十九条、五十条、五十一条、その後八十何条まで、廃止になる条項があります。新旧対照表だと四ページからのところですが、これは、いずれも非常に重要な規制であると思っております。この規制のおかげで、あまりにも商売の邪魔になるという場合は例外規定もちゃんと設けてあると思っております。この辺の規制が全部撤廃されてしまうと、今、目に見える化、あるいは公開ということが言われていますけれども、これは取引が見えなくなっていくんじゃないですか。商物一致も緩和されてしまつて、私がおし卸の職員だったら、本当は市場の中に入つても市場に入っていないように書類をつくれれば、施設使用料に随分影響しますよね。そういうことをしても、それは見つからないのではないかと思います。公正な取引環境の確保について」で、窓口をつくって、そこに報告を下さいと言っただけでも、規制緩和しちゃうと、公正な取引を我々は多分見つけられないです。と思っんですけども、実際に資料三の内容はできるんですか。

○長嶺幹事　今資料三のほうでお示ししております一のところでは指導監督ということと整理をさせていただきます。一義的に不正な行為、代表的なのが差別的取り扱いの禁止に抵触するようなことだと思っておりますけれども、そこについては、ここに書いてあるように、実績報告というのはきっちり求めていく。これはしつかり卸売業者さんの

ほうに求めていく。開設者は把握をいたします。そして、あと業務指導あるいは検査、査察等をやっております。査察というのは抜き打ちで拝見するというようなやり方になりますけれども、こういったところでもきっちり見ていく。そのほかに、先ほどあったような相談窓口であるとか、そういった情報というのものもあるだろうと。そういったところをきっちり情報に基づいて調査をする。こういった権限も条例上は整備している。何かまずいことがあるとなれば指導もいたしますし、是正に向けた指導というのはきっちりやっていくということでございます。

何よりも条例改正は、そもそも公正な取引環境の確保ということが重要であるというの論を待ちませんけれども、市場を取り巻く状況は非常に厳しいものがあると認識をしております、ここに向けてさらに卸売市場が引き続き都民の豊かな生活に貢献していく、そういう社会的な役割を果たしていくために、こういった規制の緩和の方向というのは必要だと考えておりました、そういったところで、例えば集荷力が増して、多様なものがたくさん東京の卸売市場に集まってくる。そういったものを仲卸の業者の皆さん、あるいは小売業者の皆さん、市場をご利用いただく皆さんがしっかりと消費者ニーズに伝えていく。そういったことが柔軟かつ迅速にできるような環境を整えていきたい、このように考えているところでございまして、規制緩和の基本的な考え方、それと公正な取引環境の確保、これはしっかりと両立させていく、このように考えております。

○中澤委員　もう一つ伺います。ここにおられる大先輩の伊藤裕康さんが例えば仲卸をやりたいといったときに、今度の条例改正で、これは規制されていますか。

○長嶺幹事　恐らく資料一のほうで、業務許可の話のところでご説明を申し上げた兼務規定のところを念頭におっしゃっているのかなと考えております。兼務規定につきましては、今も申し上げました市場の取引を活性化していく上で、川上、川下というお話も委員の方から出ておりましたけれども、卸業者さん、仲卸業者さん、それぞれの強みを生かして、連携して、産地側なり実需者側のニーズに伝えていく取り組みというのも重要なであろうと。そういったことをやりやすくするために兼務規定というのをなくしたほうがと。現行は資本関係の規制というのは設け

てございませんで、より連携して、よい取り組みをしていく。そういうものに資するというふうを考えております。

○中澤委員　つまり、卸さんと仲卸さんが同じ人であったりする場合、これは、価格形成というのが非常に疑わしくなるんじゃないですか。卸売市場の制度というのは、全く立場の違う人をばんとぶつけて、それで価格形成するというのが基本なんですよ。それが行ったり来たりするようなことで、果たして本当に価格形成が信頼あるものになるんでしょうか。

○長嶺幹事　ただいま価格形成のお話を頂戴いたしました。卸売市場は非常に多くの取引がされております。そうした中で、適切な価格形成というのにはされていくんだらうと認識をしておるところでありますけれども、改正法におきましては、引き続き日々主要品目についての価格の公表義務というのは課せられておりますし、我々といいたしましても、実態は実績報告をきっちりいただくという形で指導監督をしっかりとやっておりますので、価格形成機能については引き続き適切に果たされる、このように考えてございます。

○中澤委員　それは信用できないと思います。だって、せり人と向こうが裏で手を握っているかもしれないような価格形成はあるんですか。卸売市場の制度というのは、例えば東京証券取引所とか、ああいったものに似ているんです。今回の条例改正はインサイダー取引の奨励みたいな感じしか私はしないんです。非常に心配しています。

それから、前々回の運協でも言ったんですけれども、仲卸さんの今の立場と、卸さんの立場、今立っている場所が全然違うんです。例えば仲卸さん、この隣の早山さんが、では、条例改正になったから大々的な直荷引きをしたいので広いスペースをくれと言ったときに、東京都は今対応できるんですか。

○長嶺幹事　施設のスペースの話はさておきまして、そういうお話ではないと思いますので、今中澤委員のご懸念というのは、いわゆる不公正な行為というのがされるのではないかというお話だと思います。卸売市場法の共通ルールのところで、差別的取扱いの禁止というのは明確にうたっているところがございます。それ以外にも、例えば国のほうの仕組みでも出てきますけれども、公正取引という意味では、独禁法であるとか、そういった法令に違反して

はならない。これは卸売市場であろうとなかろうと、商行為全般同じでございますので、そういったところで不正な行為があれば、直接開設者がやる部分と、あと、そういったものを公取なら公取と協力しながらやっていく部分とはあるとは思いますが、不正な行為に関しましては、開設者毅然として適切に対応していく、こういうことでお話をさせていただいております。

○中澤委員　不正というのが、例えば条例で禁止されていれば、はっきりしているわけです。ところが、例えば即日上場とかあります。これは、多分、昔の卸さんが品物を隠したりして価格を操作したり、そういうようなことがあって、それはまずいということのできた規制だろうけれども、これが規制を取り払うということは、それをやっていいということになるんです。不正というものが何が不正かというのが、こんなに規制緩和しちゃったら、今まで不正だったものが公正になる。それは、例えば公正取引委員会の話が出たけれども、今ホールディングスはどこにでもあるんだけれども、金融ビッグバンより前は、ホールディングス、持株会社は重大な経済犯罪だったわけでしょう。そういうふうには解禁すると、解禁されたものというのは悪いことではなくなるわけです。そうすると、本当に公正取引をどうやって維持するんだろうとすごく心配しているんです。

○長嶺幹事　公正な取引の維持に関するご懸念というお話だと思います。今お話がございましたけれども、卸売市場法上あるいは条例上の規制がなくなったからといって、例えば一般的な商行為で不正な行為に当たるといったものが正当化されるわけでは、当然これはございませんので、不正なものというものはある。国において、先ほど資料三の三、国の仕組みのところをご説明申し上げましたけれども、そういったところはきちんと最終的には公取なりに通知をされるというところまでしっかり担保された制度というのがございますし、都といたしましても、開設者は協力をしていくということに法に書いてございますので、そこはしっかりやっていく。日常的な指導なり検査なりを通じても見えていくということでございます。

今、不正なものかわからなくなってしまおうというようなお話に対しましては、具体的にこれはどうなのかとい



うお尋ねというのはあるだろうと考えておりました、資料三の二で整理をさせていただいております。抽象論だとなかなかわかりにくいという声もいただいているところでございますので、事例というのをを用いて、こういった行為は問題になるかもしれないと、あるいはこういったやり方はよろしくない、こういったところに引っかけますというものをお示しできたらと考えてございます。この辺のところは、部類なり状況によって、どういうものを解説したらいいのかというのが違うというふうにも思っておりますので、市場関係者の皆様のご意見も聞きながら、また相談窓口に寄せられた情報なども活用しながら、継続的に見える化というのは図っていきたいと考えております。

○伊藤委員　今中澤さんですか、私の名前まで出されたんですけれども、今のお話の中で、卸と仲卸の関係、それが、あなたのおっしゃるのは、全く別だと、そして、対立関係に置くべきものだというふうな前提がおありになるように思っています。ところが、現在私たちは、ある意味では市場の仲間なんです。しかし、取引に当たっては、売り手と買い手ですから、これは、もちろん対立関係で、高いの安い、こういうことをやるし、評価についても、主体は仲卸さんの目利きといたしますか、そういうことを背景にして値決めが行われているということがございます。しかし、また、ある面では、仲卸さんのほうから、いろいろな提案がある。あるいはこういうものが欲しいんだと、それを集荷してくれないかということもあるし、あるいは扱う商品についても、もつとこういうものが無いのか、こういうものが欲しいんだ、こういうものをお客さんから要求されているんだ、そういうことについての交流といえますか、あるいは卸のほうでも、こんなような産地からの提案が来ている、あるいはこういう加工方法はどうかんだという相談が来ている、それについてどうなんだというふうな意見交換は頻繁に行われています。それは、私にはむしろあるべきことだと思います。

例えば資本関係について、先ほど私が仲卸をやるのかというお話がございましたけれども、私は仲卸さんのような細かい、それぞれについて商品知識も豊富だし、あるいはそれぞれの特性について、例えば早山さんのように、マグロの一つ一つについてまで説明し、そして、その味のわかりというように私にはとてもできません。

そういう意味で、お客さんに対して、ちゃんと話ができ、商売ができるとは思いません。ですから、私自身は、仲卸さんをやる意思はございませんけれども、しかし、いろいろなケースがあり得ると思うんです。

現実に、仲卸さんご自身でも、私どもの卸は上場会社も多いんですけれども、その株主であって、そして、それぞれの卸の株主総会には、仲卸さんの株主さんもそこに出ておられます。ですから、そういう交流というんですか、むしろ卸は今何をやっているんだ、経営の状態はどうなんだということまでご覧になるほどであります。したがって、私はこれからの卸、仲卸の関係というのは、相互にそういうことを交流し合いながら、中にはもつと連携もあると思うんです。そういうのがこれからの時代の市場のあり方だと僕は思っています。ですから、対立だとか裏があるとか、そういう疑いはあるのかもしれないけれども、私はそうは思っておりません。

それから、先ほど廃止が多いということ、こんなのでいいのかというお話でございますけれども、今までの規制あるいは命令といいますが、そういうことはほとんど書類で出せ、こういう書類がないからこういうものを出せ、そればかりなんです。我々も非常に負担になっておまして、そして、そういう書類を出したからといって、では、不正を防げるといえるものではありません。私は、この東京都の現在の案で、卸があれをやれ、これをやれ、こういうことを発表しろ、公表しろということはありませんけれども、これもかなりの負担です。しかし、これはやらなきゃいけないというものだと思います。そういう意味でこれは受けとめております。

○鈴木（敏）委員　青果卸売会社協会の鈴木でございます。一言だけ申し上げます。

私ども会社協会といたしましては、全てに満足しているというわけではございません。しかし、この新しい条例につきましては、規制緩和を進める一方、市場の業務実態も一定の理解と配慮を行った内容と考えております。そのため会社協会としては賛成の立場でございます。

私ども青果卸としましては、この新しい制度のもと、市場を活性化していくため工夫改善しながら、公共的役割を担う重要な社会インフラとしての使命を忠実に果たし、都民の皆様から信頼される卸売市場とするため、各社よ

り一層連携しながら前進していく考えでございます。よろしく願います。

以上です。

○細川委員　先ほど出ました廃止というところについてなんですけれども、私は、二十何年間か東京都で市場業務に携わった経験もございまして、実際には、形骸化しちゃっているものとか、あと実施不可能なものも実はあるんです。例えば一番目のこれは四十九条です。卸売業者は、入荷遅延、せり残品、その他でせり物品を相対取引する場合は、知事に承認申請を出さなければならぬとありますけれども、これは私は事実上不可能だと思います。というのは、承認をされなければ実施できないということなんですけれども、これは夜中に決まる話で、その時点で東京都の職員は、原議を立てて、ちゃんと決裁するまでやる職員はいませんから、実際問題、事後になっちゃうんです。だから、実際朝になってから、取引は終わったのに承認申請が出てくるということはいっぱいありまして、矛盾を感じながらも判こを押したということもあるので、こういうものもあるんです。

例えば売買取引の単位は重量というのも、重量になじまないものもあるんです。例えば花きなんかだと、実際問題、重さははかりません。花は、重さは意味がないんです。あと、物品の上場順位は市場到着順とやるのも、そういう意味では効率性があるんだけども、到着順に必ずやらなきゃならないとすると、卸売会社のほうの営業政策もあるし、何でもかんでもこれじゃなきゃだめだというのは非常に機械的過ぎるということも感じていました。そういうのもいろいろあるので、一つ一つ検証すると、そういうものも含まれているので、一律に廃止が多いじゃないかというふうにはならないということだけは申し上げて、一つ一つについては時間もないので申し上げます。

一言お話ししたいのは、これまでのご発言と多少重複することになるのかもしれないので申し上げます。非常に重要なポイントが、再三ご発言が出ました部分です。つまり、報告義務をもとに設定するということですが、これは、現在では非常に重要なことだと思っております。特に取引方式については時代とともに非常に変化していきまして、あまり窮屈なことをやりますと、即応性に欠けると、他市場とか市場外との競争関係もあって、それのことも有効

に対応できない。全国を見ますと、それで少し不利益をこうむっているようなところもありまして、それはなるべく避けたいということと、もちろん公平性の確保ということが前提ではあります。

ほかの市場は、札幌もそうですけれども、一市場しかないんです。一市場しかない、決め方はある意味非常に簡単なんです。ただ、東京の場合は多くの市場があります。ですから、市場ごとに事情は違う。大きい市場も小さい市場もあって、小さい市場は大きい市場からある意味圧迫を受ける。どうしようかということがあるので、事情が非常に違うので、一律に決めるといことは、これは有効でないといことは非常に感じておりました。だから、有効な価格設定というのは、市場ごとに各社の皆さん、自分たちで決めていかなきゃならないし、自分たちで決めることを何かの形で文書で先に規定してしまつて動かせないようにすること、そういうのもないといけない面もあるかもしれないけれども、それだけでいいというわけではないといことを今まで痛感していました。

提示された内容は、何人かの方がお話ししたので繰り返しませんが、特に重要なポイントとされている第三者販売、直荷引き、商物分離などの報告義務を課している。実は報告義務は課していますけれども、今までちゃんと報告されているかという、あまりされていない。どこの市場といことは申しませんが、他市場で水産は約百億円ぐらい申請されているんだけど、青果はたった三億円しかされていない。それが第三者販売にすごい反対している。それよりも自分たちが何の報告もしていないで、それは、やるなら自分たちも出しなさいという話になります。そういうこともあるんです。だから、そう単純にいかないといこともあります。

だから、報告義務がちゃんとされるかどうかといことは非常に重要なポイントなんです。それが意外と、卸業者のほうは会社組織が大きいので、ある程度きちんとされるんだけど、仲卸業者といのは、そういう意味での事務体制といのは十分ではないところも多くて、事業報告書も全然出していないといところも結構多いんです。だから、出せといっても出さないままといところもあって、そういうところから開設者は苦労しているとい面もございます。だから、そういうことをちゃんとされるといことを前提にした議論といこと自体がある

意味大きな前進で、ちゃんと報告義務を卸にも仲卸にも課しているということは本当に重要なことだと思います。

それはちゃんとやってもらいたいんだけど、皆さんがおっしゃったように、それをもとに、卸さんも仲卸さんも取引参加者ですから、ほかの出荷者も含めて、皆入った中で、これはどうなんだということを検討すること、これは不適切であれば、例えば卸業者の第三者販売、これは仲卸でできるから我々にやらせてくれということもできるわけです。逆に仲卸さんの直荷引きも、卸でできるから我々にやらせてくれないかとか、そういう議論もできて、事後にはなりませんけれども、事前というのは、さっき言ったように事前許可承認というのは、実際問題、開設者として対応できません。夜中にいなきやだめですから、あり得ない話なんです。ですから、今の法律自体が卸売市場法時代からできないことを言っていたと、本当はそういうことだと思えますけれども、ですから、事後であっても、きちんとやっていくということが明記されたというのは、これは今までないことで、本当にそれが実行されるということが一番大事なので、そうすれば、これは相当機能していく仕組みではないかと思っております。

そういう意味では、これまでは各市場の取引委員会というのは行われてはいたけれども、そういう義務づけまで負っていなかったのも、今度は各市場の東京都と関係業界、このご努力にかかっているもので、それを期待して、これが実効ある内容になれば、一回廃止となったものでも、それは報告義務があるものではないにしても、こういうものはどうなのかということ、それも言えると思うので、そういうことも含めて、各市場の取引委員会が非常に重要になってくるということ、ただ、各市場だけ決めても、それが東京都中央卸売市場の大きな方向全体と合わない場合も出てくるかもしれません。

ですから、それは各市場で決めて終わりではなくて、本庁のほうでそれが全体を見たときに妥当かどうか、そのチェックといえますか、その作業は入っているかどうか。入っていると思いますけれども、重要かと思えます。そうでないと、あまり勝手なことをされちゃうと、その市場はいいけれども、ほかの市場は、公共性という面でのバランスがとれないとなると、それはまずいので、各市場だけに任せるといふこととされたら、それはどうかと思う

ています。

あと、今ご質問が出たように、これは議会でもそういうことをもとに、これはどうなんだということもできるかなれば、そのときに、抽象論ではなくて、具体的な事例で指摘して改善も可能になるという点で、この仕組みがまず条例にできて、それがきちんと機能するということが非常に大事だと私は思っています、あとはいろいろあっても是正可能だと思いますので、そういう意味で、これができるということは期待しております。

ただ、本庁の調整機能というのはあると思いますけれども、一応それだけのご答弁いただきたいと思えます。

○長嶺幹事　ただいまのご指摘をいただきました取引委員会というのは、各市場の部類別という形で置きますけれども、当然横の連携なり、本庁機能と申し上げていいのかどうかわかりませんが、全体というのは統括するという視点というのは、当然開設者としては十一市場全体を見ておりますので、必要と考えておりますので、引き続き適切に本庁機能を果たしていきたいと思っております。また、中央運協でも、取引委員会でふだんやられているようなことを総括するような形で情報共有を図ったりということも考えてございますので、中央運協のことも含めて、改めてしっかり考えていきたいと思っております。

○杉本委員　公認会計士の立場から申し上げたいと思えます。私は、都から委嘱され、仲卸業者や卸売業者の検査等に携わっております。特に仲卸業者においては、中小零細企業も多く、今回の条例改正がないとしても、経営環境が厳しかったり、高齢化に伴う後継者難など、それぞれ事業を進めていく悩みがあると認識しております。また、今回の条例改正を受けて新たな悩みが出てくる事業者の方も多くおられると思えます。従来より検査において会計や税務のアドバイスなどを行っておりますが、都では、会計士や弁護士、中小企業診断士などの専門家が仲卸業者の個別の経営相談にのる仕組みがあると伺っております。都におかれましては、このような体制を継続していただき、特に中小企業者の経営改善や円滑な事業承継に対して、よりきめ細やかな対応をしていただきますようよろしくお願いたします。

○長嶺幹事 日ごろよりお世話になっております。

経営相談の仕組みというのは設けてございます。これまでの運用も踏まえまして、引き続きしっかり中小の事業者の皆様方に寄り添った対応というのをやっていきたいと考えております。

○竹内委員 東京都生協連の竹内と申します。

一つだけ、新しい豊洲市場ができて以降、今回の市場法の改正に伴う対応ということですので、ただ、都民はなかなかこういうことを知りません。したがって、今回を機に、都民へのPRというんでしょうか、今後のこういうふうになったということと市場のことをもっと活用してもらおうとか、そういうPRをしっかりとさせていただきたいと思います。

以上です。

○藤島会長代理 ただいまの都民へのPR、これは非常に大事だと思います。

あと、ほかの方々からのご意見等があつて、大体私も理解できたようなところがあるんですが、二つだけ懸念とございますか、心配のあることがあるものですから、都のお考えをお聞かせいただければと思っております。

一つは、業務許可でなくて使用許可にしているという点なんですけれども、ほかの市場を見ますと、業務許可にしているところは結構あるのではないか。使用許可は、今のところ、私は東京都は聞いていますけれども、ほかのところでは、まだ残念ながらお聞きしていないということがあるものですから、この業務許可と使用許可の違いはどこにあるのかというと、業務許可というのは、言ってみれば、業務がそれは重要なんだ、必要なんだ、だから、その業務を許可しますということになります。その結果として、例えば業務を担当している卸さんがいなくなれば、開設者が早速ほかの業者を見つけってきます。あるいは見つけられない場合は代行しますということになるんです。ということで、業務許可であると、都民に対する責任を非常に強く感じていると思われるんですが、使用許可の場合、必ずしもその点ははっきりしていないのではないか。業務をやめましたといっても、使用許可ですから、直

接開設者には関係ないですということになってしまふのかという感じがしているものですから、そのあたりについての答え。

それと、業務許可と使用許可の関連で、使用許可ということになりますと、許可の期間というのがあろう。ということは、つまり、許可の期間が終われば、業者の方々を入れかえることができる。ということは、業者の方々にとっては非常に地位が不安定になるという可能性も出てくるのではないかという心配もあるんです。そういったところが懸念としてあるんですが、もう一つありますけれども、まずは、そちらでお考えをお聞かせいただければと思います。

○長嶺幹事　ただいま藤島会長代理のほうから、業務許可についてのお尋ねを頂戴いたしました。業務許可につきましては、卸売市場法の改正のほうで、卸売業者の業務の許可というのが廃止されている。このときの国のほうのお話としては、もともと卸売の業務というのは、特別な許可を得ないとやってはいけませんと、そういうような形のものであった。これは、藤島先生に申し上げるのは釈迦に説法で大変恐縮なんですけれども、そうした中で、時代が変わって、そういった規制というのは必要なくなったのではないか。あるいは卸売市場は流通のルートというのは市場外にもたくさん存在をしていて、そういったところでもやられていることなので、許可制度というのは時代の変化とともに必要なくなったのではないかという形でやられたと理解をしております。

都におきまして、先ほど資料一の中でご説明をしましたとおり、業務の許可という形では、国と同じように廃止ということを考えてございますが、当然開設者として、市場機能というのをしっかり果たすというのは大前提でございませぬ。なので、使用許可に当たって、やりたい人はどなたでもどうぞというわけでは、もちろんございませぬで、しっかりとその場所で都民の消費生活のために、卸売業務なり仲卸業務というものを展開していただけるだけのノウハウなり資力なりというのをきっちり持った方に入っていただくと考えてございます。なので、今業務許可の条件として整理されている要件につきましては、使用許可の際の条件としてしっかりと確認をしていく。



期間というお話もございました。許可の期間というのが定まっているでしょうというお話だと思いますけれども、これも大前提といたしましては、東京都の設置、開設する中央卸売市場が継続的にしつかり都民の食卓なり潤いなり、そういったものに貢献していけるように、日々機能をとめることなくやっていくというのが大前提でございますので、そのところがしつかり担保されるような運用ということを考えているということでございます。

○藤島会長代理　いずれにしても、都民への生鮮品の安定的な供給について、やはり十分な責任を持ってやっていただきたいと強く思っておりますので、その辺のところは十分に進めていただくといいか、ご理解いただければと思います。

もう一つ、それとの関連でちよつと気になることとしては、この条例の目的の中で、都民の消費生活への貢献とありますが、都民の消費生活の安定に資するというようなことが書かれておりまして、これは非常に大事なことだなど。非常によいことを書いていただいていると思っておりますけれども、ただ、気になるのは、こういう目的があるんですが、では、具体的に都民の消費生活のために資するというのはどこになるのか。と申しますのは、今後卸売市場としては、先ほどからご説明がありましたように、取扱高は減っています、あるいは経由率が低下していますというお話がございますが、そういった中で、この東京都中央卸売市場の商圈がどんどん拡大していくだろうと思うんです。拡大することによって、先ほどから出ている活性化が進むことであるならば、それは卸売市場にとってよいことだと思いますので、決してそれを否定するつもりはないんです。

ただ、問題なのは、商圈が広がっていくほど、都民だけではなくて、都民以外にも非常に貢献する。都民以外に貢献するのは、もちろん悪いというわけではなくて、それはそれで非常にいいことなんですけれども、ただ、都民の方々してみれば、都民以外にも非常に貢献している中央卸売市場なのに、なぜ都民だけで維持しなくちゃいけないのか。都民だけがなぜお金を出さなくてはいけないのか。お金というのは税金ですけれども、都民の税金をなぜ使わなくてはいけないのかというような気持ちを抱かれるのも不思議ではないだろう。そうなってくると、

東京都が開設者をやっているのは難しくなってくる。難しくなるといふことは、政府が民営化を進めたいと言われているように、民営化のほうに行ってしまうのではないかという懸念をどうしても持たざるを得ない。その辺のところについては、現時点では、都としては開設者をお続けいただけるということはまず間違いないと、もちろん思っているんですけども、その辺が将来心配だなというところはどうしてもあるものですから、そのあたりについてもお考えをお聞かせいただければと思います。

○長嶺幹事　ただいままさにご指摘いただきましたとおり、条例の目的規定という非常に根幹をなすところで、都民の消費生活の安定というのが目的であるというのは明記をさせていたるところでございます。東京都の区域におきます生鮮食料品等の需要に添えていくというのが、これは基本というのは申すまでもございません。実態として、より広域的な生鮮食料品等の流通の核となるという実態も、十一市場ありますので、それぞれ特性はさまざまでございますけれども、都民のニーズにしっかり応えていくというのが根本であり、それは変わることがないということでございます。

先ほどほかの委員からもご指摘がございましたように、東京都の中央卸売市場がいかに都民の消費生活を支えているか。あるいはどういった取り組みがされているか。そういったところが十分に都民の皆様にご理解をいただく努力がまだまだ不足しているのではないかと、ご指摘のかなというふうにも受けとめておりまして、そういったところも含めて、引き続きしっかり役割を都民の皆様にもご理解いただけるように、さまざまな機会を通じてPRしていくとか、そういった取り組みというのは進めていきたい、このように考えております。

○藤島会長代理　ご存じのように、中央卸売市場ができて以降、地方公共団体が開設者になって、そして、中央卸売市場の業者の方々には、言ってみれば、低い手数料率で営業していただきますという形で来ているからこそ、流通コストの大幅な縮減が可能になっている。だから、それこそ消費者の方々が生産者と直接取引するよりは、小売さんのところに行って買い物したほうが流通コストが総体として安く済むということになっていると思うんです。

そういったことを考えましても、今後とも東京都が開設者になっていたかどうかということは非常に重要だろうと思いますので、その点は強く要望させていただきたいと思えます。

○谷茂岡委員 今日は大変大事なお話でびっくりしております。先ほど竹内委員のおっしゃったように、私たち消費者にはまだまだ浸透しておりませんので、この際、このように私たちの消費生活安定がなぜ必要なかということがまだ都民に全然知らされていません。私たちは今安全に気楽に、卸売業者がいて、食卓には今配られているので、東京都だけの生産でできるわけではないです。これからいろいろな流通が出てくると思いますので、今お話を聞いていても、私も何を言っているかわからないぐらいわかりませんが、流通をきちっと押さえながらの卸売市場をやっていただかないと思いません。卸売市場は大事なことで、できている以上はしっかりと把握して、都民も協力して、購入しようとか、流通に協力してくれとかいうことを都の情報でもっと流してほしいと感じましたので、よろしくお願いいたします。

○藤島会長代理 すみませんが、直接条例とは関係ないんですけども、前回もお話をさせていただいた市場の活性化を考える会なんですけれども、こちらのほうで、前回お話したように、業者の方々が全然入っていない。専門家を入れられているんだというお話なんですけれども、しかし、専門家の中にはイオンさんが入っているわけですが、小売さんが入っていて、業者を入れられないというのはどういう意味なのか。また、この活性化の委員会、先ほどから活性化は非常に出ていて、活性化は非常に重要なことですから、それをご検討いただくというのは、これはいいことだと思っているんですけども、活性化の意味は何なんだろう、よくわからない。

第一回目の議事録を読ませていただくと、委員の中にも、活性化は何をもって活性化と言うのかという質問が出ていたように見ましたけれども、そういう状態で果たして何をやられるんだろうか。また、第二回目のところでは、現在の流通状況あるいは市場状況についてレクチャーをされている。それが政策企画局がされている。政策企画局というのは、そんなに卸売市場のことをよくわかっているのか。卸売市場の担当者の方々が説明するのではなくて、

政策企画局がやるんですか。それもちょっとおかしな話だなと。

例えば政府でもって、政策を提言する規制改革推進会議、あそこが卸売市場というのは食料不足時代の代物だ、もうそんなものはなくていいんだという提言をしています。そういうふうには全く的外れなことを言われているのではないかと非常に心配になるものですから、その辺についても、今この場でと言われても、政策企画局の方とはちよつと違うからあれなんですけれども、十分ご検討いただいております。

○松田幹事 今会長代理からご質問といたしますか、ご意見をいただきました。市場政策担当部長でございます。

幾つかご質問といたしますか、ありましたけれども、イオンの方が活性化の会議に入っておられる。これは事実でございますけれども、特定の職種というか、業種ということでは、もちろんなくて、環境に対する貢献であるとか、昨今言われておりますSDGsの問題とか、そういったことでのご知見が非常に深い先生でおられるということなどを勘案しまして、今回の活性化の会議にはさまざまな知見の先生方、大変な専門性を持った先生方に委員になっていただいているということで、その一環として入っていただいているところでございます。

あと二点目で、活性化は何ぞやというお話でございます。これは、会長代理がおっしゃるところはございまして、市場の活性化を考えるとときに、いろいろな捉え方ももちろんあつて、現時点で、これが何だという目標というものを定めてやっているわけではございません。これは議論しながらやっていくものであると思っておりますけれども、もちろん、今ここにいらっしゃいます市場業界のそれぞれの商売のレベルでの活性化の話もあるであろうということ、今ご意見がありましたけれども、究極的には、例えば都民の方々が安全で安心な食卓をとるということを継続的にごく当たり前に感じていただけたということが活性化でもある。そういったことに向けた私どもも課題として議論していくのかなと思っております。

申しわけありません。私が今申し上げているのは、最後のご質問のところ、政策企画局というところの職員が

やっているというお話がございました。これは事実でございます。これは東京都全体で、東京都における卸売市場の非常に重要性というか、大事さとか、そういったものを鑑みた上で、都としての検討を行っているということであらうと考えてございます。

ちなみに、私も中央卸売市場の職員でございますけれども、政策企画局の肩書もいただいてやっているというところで、そこは東京都全体でやるという側面と、あとは中央卸売市場の人間としてやっている部分もミックスしてやるという部分があるかと思えます。業界の方々のご意見ということでございますけれども、もちろん、今までの延長線上では必ずしもない議論ということをしつかりやっていくことが大事でございます。ただ、業界の方々のご意見を聞かないということではなくて、もちろんいろいろなご相談をしながら今後やっていくのであらうと考えているところでございます。

○藤島会長代理　多様な方々を入れられるというのは、これは確かに重要なことだと思うんですけれども、例えば原子力の委員会で多様な方々を入れるからということ、食品流通の方々とか入りますか。必ずしもそうではないですよ。単に多様な方々を入れれば良いという問題ではないです。やはりそれなりに精通した、少なくとも現場の方々が入っていないと、市場の活性化というのは、何のための市場の活性化なのかよくわかりません。だから、その辺のところのメンバー構成についてはちゃんと考えていただかないと、また、延長線上ではありませんと、確かにそれもそのとおりだと思う。だけれども、延長線上でないというときに、では、今の人たちの今やっていることを否定していいのかというと、必ずしもそうではないです。その辺のところも十分考えていただかないと、これは我々としては、とてもではないけれども、困ってしまう。

あるいは少なくとも市場の活性化を考える会のどなたか代表者がこの場に来られて、自分たちはこういうふうに行っているんです、市場はこうならなくてはならないですという説明をしていただいて、我々が、ああ、そうだな、あなた方が言っているのは確かにそうだなということであるならば、それを進めていただいてもいいけれども、そ

うではなくて、何も関係ない人たちが何も現場をわからないで勝手に決めて、これを我々は活性化と決めたんです、これでやってくれと言われたって、それはとんでもない話です。その辺のところは十分にご検討いただきたいと思っています。

○中澤委員 さっきいっぱいしゃべったので、自分の立場を明らかにしていなかったんですけれども、今日の話を聞いた時点で、議論が不十分だと思うので、一回できれば流してほしいと思うんです。それができないんですたら、市労連としては、この案については反対という立場を明らかにしたいと思います。

○中西会長 ほかに何かご意見、ご質問はございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長 それでは、ご意見は大体出尽くしたところでございます。時間も経ちましたので、取りまとめについてご相談をさせていただきたいと思えます。

冒頭で事務局から説明がありましたけれども、今回の条例改正につきましては、来年六月に改正卸売市場法が行われますので、これに合わせまして、農林水産大臣から中央卸売市場の認定を得るために必要である。また、改正後の制度運営に対しまして十分な準備期間を確保する必要があるという説明だったと思えます。

本日の協議会では、十三人の委員の方から活発なご意見をいただきました。どうもありがとうございます。その中で、あぜ上委員からは、規制緩和には慎重であるべきだと。中澤委員からは、不公正な取引行為の防止に疑義がある、反対だというご意見がございました。残りの十一人の委員の方は、条例改正を前提としつつ、今後の卸売市場の発展のために東京都がしっかりと責任を果たしていくべきだ、PRについてもしっかりとやっていけというご意見だったと思えます。

したがって、原案についての本日のさまざまいただきましたご意見につきましては、しっかりと議事録にとどめさせていただきまして、また、制度改正後の取引委員会などの運用面については特にご要望も多かったと思

ます。これらについては、都はそれらをしっかりと踏まえてご対応いただくという前提で、原案を適当ということを取りまとめさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中西会長　よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、協議会はこれで終了したいと思います。

閉会の前に、黒沼市場長からご挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

○黒沼幹事　本協議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、条例の改正につきまして、大変ご熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。今後は、当協議会の答申を踏まえまして、東京都中央卸売市場条例の改正案を都議会へと上程し、令和二年六月二十一日からしっかりと施行できるよう手続を進めてまいりたいと存じます。

また、本日は、今後の制度の運用を含めまして、さまざまな貴重なご意見を賜りました。都といたしましては、開設者として引き続き市場関係者の皆様と協議を重ね、丁寧に寄り添い、そして、一体となって都の十一の中央卸売市場の一つ一つの活性化、そして、総体としての活性化を図り、都民の豊かな消費生活の実現に努めてまいります。存でございます。

委員の皆様方には、今後ともお力添えをいただきますよう切にお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

## 五、閉　　会

○中西会長　それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりましてご協力いた

だきまして、誠にありがとうございました。

午後四時五十分 閉会

—  
了  
—